そのものを撤回させることはできませんでしたが、

貝には、

より有利な内容とさせたことで妥結の判断をしました。

と職務段階別加算制度でした。

退職手当制度・職務段階別加算制度とも区長会の提案内容は、

新たに設けられた調整額や現行の職務段階別加算制度の支給対象としないとする提案でした。結果として、

本則に関わる技能主任昇任選考資格基準を協議することや、

調整額とする (表1、

トとさせた(表1参照)

経過措置期間中のポ

職責と貢献度を処遇に反映するとし、

役職に就いていない職

今年度初めての取組みとなった賃金確定交渉の妥結内容のポイントについて説明します。

確定闘争は、比較企業規模の見直しによるマイナス較差や地域手当の引上げなどとともに、



### 京 清 **労働組合** 千代田区飯田橋3-9-3

TEL (3237) 9995 毎月5日15日25日発行 編集責任 中央執行委員会

### わが組合の綱領

# 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、

### 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を 一、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、 諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す

# 建設し、世界平和に貢献せんことを期す

とさせたが、20年度か 度から本則とする。 ら1%ずつ逓減し24年 19年度は現行と同率

11・1第1波総決起集会(区政会館)

主要課題は退職手当制度

都は、昨年度妥結し今 図5参照)のように、 都・区の対比表

(別

経過措置を都

改悪提案

- 間が生じてしまう。そ 案をしたことについ れらの矛盾を抱えた提 有利となっている。 年度から実施してい る。内容的には、
- て、区長会は欠陥制度 別図6のとおり。 に係る交渉の経過は、 職務段階別加算制度

## い場合は、昇格者数を

### 特別給 (勤勉手当の比率) ることを確認した。 1人とすることができ

## 扶養手当

ントが最低保障ポイン トに満たない場合、最

置期間中の調整額・都

度では、最短で技能主

妥結した。

現業職員のみ最低

最低保障する経過措

7

職責・貢献度のポイ

408

### 11・17第2波総決起集会(大田区民センター) 額を算定する(表1参

ポイント、1年で24ポ 保障ポイントを1月2

イント、最高10年限度

間を20年間とする区長

1

基清梯工場支前

### 退職手当制度 最低保障ポイント (勤続17年以下の職 行政職を含む全職

000円) :都より若 イント単価(本則は1、

1

例:退職年度21年、地域 円(地域手当16%想定) 場合:最低保障ポイン 28年の職員と仮定した 手当6% (想定)、勤続 ト600×単価680

員を除く)に適用

妥結に至る推移 退職手当の調整額の (表2参照)。

干有利な内容とさせた 現行の現業系任用制 (別図 改善を前提とした協議 て、今次の確定闘争を をすることを条件とし 業系人事・任用制度の であることを認めてい 従って、早急に現

### 級格付率

- 1 制度は、今年度は2級 格付、3級格付とも30 単年度協議の級格付

について14、700円か 扶養手当の配偶者及び配

## (表8参照)。

偶者のいない第一子の手当

ら13、700円に1、0

東京清掃労働組合

低保障ポイントで調整

域手当支給割合に連動 照らし、退職年度の地 勤続年数と退職年度に よる調整額の算定は、 最低保障ポイントに

> た(表2、別図3参照)。 で240ポイントとし

た。すなわち、20年間 会と真っ向から対立し

区は勤続年数や退職年

する単価を乗じた額を

度によって異なるが、

000ポイン

ウントされない評価期

設けさせた (別図5参

格者数が1人に満たな

ることから国並みに改定 のみが低い比率となって となっており、都と特別 自治体は全て国並みの比 特別給の勤勉比率は、他

000円引き上げて5、5 降は4、500円から1、 00引き下げ。 第三子目以

 $\boxtimes$ 率 0

系職員はポイントがカ

任昇任選考資格が42歳 ら、退職手当の評価期 (本則) であることか

職務段階別加算制度 19年度から23年度まで 度は廃止となったが、 の5年間の経過措置を への職務段階別加算制 「技能1級職」職員 %以内。 ないことから、今年度 ほとんど正数にはなら は、昇格対象者に昇格 ため昇格率を乗じても 体でも該当者が少数の 率を乗じて算出した昇 4級格付は、23区全

### 声明

今年4月1日、われわれは東京都職員から特別区職員へ正式に身分切り替えがされた。昨年度までは、都庁職清掃支部として賃金確定に関わる交渉を都労連に結集し闘ってきた。今年度以降は単組・東京清掃労働組合として、われわれの賃金・労働条件はわれわれ自身の手で闘い勝ち取らなければならない。公務員を取り巻く社会情勢は年々厳しくなってきている。総務省は現業系職員の退職不補充を徹底するよう露骨に各自治体に対し強力に押し付けてきている。また、人事院勧告後、各政令指定都市を始め各人事委員会は、軒並み人事院に追随した内容で勧告を行った。特別区人事委員会も例外ではなかった。本来なら月例給・特別給とも改善されるはずであったべきものを、官民比較企業規模を見直したことによって、これらの改定がされなかったばかりかマイナス勧告となった。

このような状況で、10月24日今年度の改定交渉の幕が切られた。交渉に臨むにあたり、「2006年度賃金確定等に勝利する闘争方針」を、全組合員で確認し具体的な交渉に入った。

交渉課題は、新たな提案と既に提案されていた課題、他に身分切替に関わる懸案事項と、多岐にわたった。とりわけ退職手当と職務段階別加算は、制度そのものを抜本的に改悪するものであり到底認めることのできない内容であった。われわれは当局の主張する「国公準拠、他団体との均衡、行政職との均衡を図る。」との主張に真っ向から反論した。また、役職による職責と貢献度を主張する当局に対し、統括技能長から一般職員までそれぞれの職務を任務分担しながらチームワークで清掃事業が円滑に運営されていることや、勤続年数の長い職員はその豊富な経験や知識を有効に活用しているからこそ日々の作業が滞ることなく進められていること等を主張してきた。その職員が役職に就いていないからといって調整額や職務段階別加算の支給対象とはしないという提案は断じて認められないと声を荒げる場面も度々あった。

行政職との均衡を主張する当局に対しては、任用制度が全く違う行政職と均衡を図 ろうとすること自体、矛盾や問題を生じさせることになると厳しく追及した。また、交渉当 初から賃金の基礎である現業系給料表を早急に示せと要求したが、区長会は妥結当 日まで示さなかった。このことは厳しく糾弾されるべきである。

全体的には不満な内容もあったが、制度改悪提案そのものを撤回させることはできなかったが、退職手当や職務段階別加算の経過措置は、都制度よりも有利な内容とさせたことや、現業系の人事・任用制度については、次年度を待たず早急に協議をすることを確認して、妥結の判断をすることとした。

以上

2006年11月21日東京清掃労働組合

ため、今年の4月から12月1月から改定される予定のいては調整される。来年のいては調整される。来年の

1

勧奨退職制度の各区

議事項となった。

その他の項目

の上、必要であれば統の上、必要であれば統一選考に準じた扱いを一選考に準じた扱いを

響が生じる職員の取扱 主職員の退職金への影 れによる、最高号給到 れによる、最高号給到

整備状況について監視。 整備状況について監視。 戸映する。評価制度の 反映する。評価制度の

強く要求していきまについて引き続き粘り※次年度以降も、各課題

所要の調整

00円に改定した

(別図 5

照)。

たなる。
おまでの格差分は3月の期かまでの格差分は3月の期

年度の任用状況を把握長の昇任に関わり、次長の昇任に関わり、次

(長7 を R1)。 2級の号給増設を要求 る。従って、引き続き が低く設定されてい

かに2級の最高号給

協議することを

価期間における評定結年1月から始まる、評年1月から始まる、評の扱い。19

求。の新設等を引き続き要求や技能長補佐職



11月21日第6回団体交渉(区政会館)